

九州大学大学院医学研究院標本作製に関する料金規程

平成 22 年度九大規程第 93 号
制 定：平成 22 年 12 月 1 日
最終改正：令和 元年 9 月 27 日
(令和元年度九大規程第 57 号)

(趣旨)

第 1 条 九州大学大学院医学研究院において受託する研究用の標本作製(以下「標本作製」という。)に係る料金の額及び徴収方法については、この規程の定めるところによる。

(標本作製料)

第 2 条 標本作製を委託する者は、別表に掲げる標本作製料を納付しなければならない。

(徴収方法)

第 3 条 前条に規定する標本作製料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の標本作製料は、原則として返還しない。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、標本作製の受託に関し必要な事項は、医学研究院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年度九大規程第 184 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年度九大規程第 121 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第 57 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表

標 本 名		単位	標本作製料（円）		備 考	
			本学管理 の経費	左記以外 の経費		
組織ブロック	組織パラフィンブロック作成	1 個	420	520		
	凍結組織ブロック作成	1 個	490	600		
標本薄切	パラフィンブロッ ク薄切	1 枚目	1 枚	330	330	
		2 枚目以降	1 枚	110	110	
	凍結組織ブロッ ク薄切	1 枚目	1 枚	430	480	
		2 枚目以降	1 枚	120	170	
特殊染色	HE 染色		1 枚	220	220	
	Masson trichrome・EVG・ Alcian blue・Gram・抗酸菌染 色・PAS		1 枚	310	310	
	鍍 金・Grocott・Grimelius・ PAM・平野銀		1 枚	520	520	
	染色籠		1 個	1,040	1,040	1 種類の特殊 染色につき 1 籠 20 枚まで
免疫染色	通常	抗体提供有	1 枚	1,300	1,500	
		抗体提供無	1 枚	1,700	1,900	
	高感度・特殊	抗体提供有	1 枚	2,600	2,600	
		抗体提供無	1 枚	2,900	2,900	
顕微鏡画像撮影		1 枚	510	710		

バーチャルスライド作製	20倍	通常	1枚	2,600	2,600	
		バーチャルZ	1枚	3,400	3,400	
		E F I	1枚	11,000	11,000	
	40倍	通常	1枚	3,400	3,400	
		バーチャルZ	1枚	6,800	6,800	
		E F I	1枚	21,000	21,000	